

## はちおうじ農業塾規約

### (目的)

第1条 この規約は、農家の一農業経営形態であり、また、遊休農地解消の一方策でもある農家開設型農園の利用者の育成、及び農作業の受委託制度の担い手の育成を図り、また福祉農園等の開設支援を推進すること（以下、「農福連携」という。）を目的として実施する「はちおうじ農業塾」（以下、「研修」という。）の実施及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (事業実施主体)

第2条 この研修は、八王子市（以下、「市」という。）が実施するものとする。

### (事業内容)

第3条 市は次の事業を行う。

- (1) 研修計画（カリキュラム）の策定及び実施に関すること。
- (2) 研修生の募集に関すること。
- (3) 研修生及び関係機関との連携に関すること。
- (4) 修了判定に関すること。
- (5) その他研修の円滑な推進に関すること。

### (研修生の募集)

第4条 研修生の募集については、市の広報及びホームページで公募し、1期につき18名（18区画）とする。

### (農福連携)

第5条 農福連携を推進するための区画（以下、「農福連携枠」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 農福連携枠の研修生は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）に基づく障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人（公益財団法人）、一般社団法人（公益社団法人）、医療法人、学校法人又は宗教法人が八王子市の区域内に設置する事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条1項の規定により八王子市長または東京都知事が指定した事業所。以下、「事業所」という。）」の職員とする。
- (2) 農福連携枠の研修生については、関係所管と連携し、関係所管からの推薦により決定する。
- (3) 農福連携枠は2区画までとする。

(4) 第4条で定めた公募の人数(区画数)は、農福連携枠を採用した場合、農福連携枠の人数(区画数)を差し引くこととする。

(研修農場)

第6条 研修生は、定められたカリキュラムにしたがって研修農場を使用するものとする。また、利用区画、研修で栽培する作物、使用する肥料、農薬等については、市が研修農場の管理運営委託をした者(以下、「農業塾事務局」とする)が指定するものとする。

(研修期間)

第7条 研修期間は、開講日から、その翌々年の2月の修了式までとする。ただし、市が指示する場合はこの限りでない。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、研修生相互の協力により、研修農場の管理、及び市が実施する調査等への協力を行うため、別に定める規約に基づき組織するものとする。

(研修に関わる経費)

第9条 研修生は、テキスト代や共同購入する消耗品、利用する研修農場の管理経費等を「会費」として、前条に定める運営委員会の規約に基づき納入するものとする。

(研修圃場)

第10条 研修生は、原則として市が指定する区画を使用するものとする。

(研修農場利用条件)

第11条 研修生は、研修農場において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 他の区画に迷惑となる栽培方法を行うこと。
- (2) 指定された場所以外に農作物の残さを放置したり、使用資材、ごみ等を放置・廃棄したりすること。
- (3) 建物及び工作物を設置すること。
- (4) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (5) 利用区画の転貸やグループ等による共同利用をすること。ただし、農福連携枠については、その事業所の職員や事業所の職員が同伴する利用者等が共同で管理することは可とする。
- (6) 栽培実習にあたって、近隣の農家の営農に迷惑を及ぼしたり、地域住民との融和を乱したりする行為を行うこと。
- (7) 指定された区画以外にみだりに立ち入ったり、他の研修生に迷惑を及ぼしたり

すること。

- (8) 廃物、汚物等の栽培実習に必要な物の搬入及び耕土の搬出をすること。
- (9) 正当な理由なく耕作せず、指定された区画を荒廃させること。又は1ヶ月以上利用区画を放置すること。
- (10) その他研修の運営目的に反すること。

(研修の中止)

第12条 市は次の事項に該当するときは、該当者の研修を中止するものとする。

- (1) 研修生から研修の中止を申し出たとき。
- (2) 研修生が第11条の規定に掲げる行為をしたとき。
- (3) 研修生が市の指示に従わないとき、あるいは研修生としてふさわしくない行為をしたとき。
- (4) 全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症による管理運営の変更や対策等が生じたとき。
- (5) 市において特別な事情が生じたとき。

(利用区画の返還)

第13条 研修生は、第7条の規定により研修期間が終了したとき、又は第12条の規定により研修が中止されたときは、速やかに利用した区画を原状に復し、市に返還するものとする。

(立ち退き料及び代替用地の不請求)

第14条 研修生は、第7条の規定により研修期間が終了したとき、又は第12条の規定により研修が中止されたときは、立ち退き料及び代替用地の請求は一切できないものとする。

(損害賠償)

第15条 市は、第7条の規定による研修期間の終了、又は第12条の規定による研修の中止、並びに研修期間中の天災、病虫害、盗難、その他の原因によって生じた農作物や農機具等の損害又は事故に対して、その責任を負わないものとする。

研修生は、自己の責に帰すべき事由により農場の施設等をき損、撤去したときは、その損害を賠償するものとする。

(研修期間中の事故等)

第16条 研修期間中のけが、病気、事故、盗難については自己責任とし、市はその責任を負わないものとする。

(研修農場の環境整備等)

第17条 研修生は、次のことを厳守するものとする。

- (1) 農作物の残さの処理については、市及び農業塾事務局の指示に従うこと。
- (2) 研修生は、自分が利用している区画や施設等については、清掃及び整理整頓を行うほか、通路や空地の除草やゴミの持ち帰り等、他の研修生と協力して研修農場内の環境整備、保全に努めること。
- (3) 研修農場では、挨拶を交わすなど、常に友好関係の維持に努めること。

(修了証の交付)

第18条 下記の交付基準を満たす者に対して、市長が修了証を交付する。

- (1) 農業塾研修カリキュラムに原則として、7割以上出席し、受講態度が良好である者。
- (2) 研修区画を適正に管理し、自ら耕作できる技術を習得したと認められる者。

(その他の事項)

第19条 この規約に定めのない事項については、必要に応じ市及び運営委員会が協議のうえ解決するものとする。

この規約は平成22年11月10日から施行する。

この規約は平成26年 1月21日から施行する。

この規約は平成28年 4月 1日から施行する。

この規約は令和 4年 1月19日から施行する。